

## 京都市告示第349号

生活保護法第55条において準用する同法第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、生活保護法による医療扶助及び中国残留邦人等支援法第14条第2項第3号に規定する医療支援給付のための施術を担当させる者を、次のとおり指定しました。

令和7年8月25日

京都市長 松井孝治

### 施術者指定

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	指定年月日
長野 浩之	フレアス在宅マッサージ 京都	北区上賀茂桜井町77 ノースウェーブ北山304号室	令和7年6月 25日
糠山 摩里子	フレアス在宅マッサージ 京都	北区上賀茂桜井町77 ノースウェーブ北山304号室	令和7年6月 25日
小林 悠歩	フレミル訪問マッサージ	南区東九条西山町19番地 ベルクローチェ京都sta603	令和7年7月 14日
竹野 詩織	フレミル訪問マッサージ	南区東九条西山町19番地 ベルクローチェ京都sta603	令和7年7月 14日
井上 博明	輪笑～りんえ～西大路出張所	南区唐橋西寺町35-7	令和7年7月 13日
奥本 健太郎	訪問鍼灸GENKISU N京都	南区吉祥院清水町23-1 グレース西大路402	令和7年7月 7日
山口 晶子	株式会社アイ・サポート	西京区上桂三ノ宮町99-3	令和7年6月 21日

（保健福祉局福祉のまちづくり推進室）